

群馬県青少年健全育成条例

(平成19年3月16日群馬県条例第19号)

改正 平成23年 6月17日 条例第38号

平成28年 3月29日 条例第36号

平成30年 6月26日 条例第66号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第9条～第11条）

第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備（第12条～第29条）

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制（第30条～第46条）

第5章 群馬県青少年健全育成審議会（第47条～第49条）

第6章 雑則（第50条～第52条）

第7章 罰則（第53条～第62条）

附則

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いであり、青少年が健やかに成長できる地域づくりは県民の努めである。

青少年の自立支援や非行防止などに、県、県民などが協働し、21世紀を担う心身ともに健全な青少年を育成するため、ここに、その重要な責務を自覚し、新たな決意をもって、取り組むものとする。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、県、保護者、県民、事業者等の責務を明らかにし、県の施策の基本を定めてこれを総合的に推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（条例の解釈適用）

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

（県の責務）

第3条 県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（保護者の責務）

第4条 保護者（親権者、未成年後見人、寄宿舍の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。第28条、第28条の2及び第28条の4を除き、以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 地域社会を構成する住民は、互いに協力し、良好な地域環境をつくとともに、地域社会における活動、行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めなければならない。
- 2 学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。
 - 3 青少年の健全な育成を目的とする団体は、この条例の目的を達成するために行う県の施策に協力するとともに、相互に連携し、青少年の健全な育成のための活動を積極的に展開するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(青少年の責務)

- 第7条 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めなければならない。

(性に関する適正な判断能力の育成)

- 第8条 保護者、学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年の性に関する適正な判断能力の習得が青少年の心身の健全な成長に必要であることを認識し、青少年に対する啓発及び教育に努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本等)

- 第9条 県は、次に掲げる事項を基本として、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を計画的かつ効果的に実施しなければならない。
- (1) 青少年の社会的自立の支援
 - (2) 青少年を取り巻く社会環境の整備
 - (3) 青少年の非行防止に関する活動の推進
 - (4) 青少年及び青少年を構成員とする団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
 - (5) 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
 - (6) 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 2 知事は、前項の施策を推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「青少年健全育成基本計画」という。）を定めなければならない。
 - 3 知事は、青少年健全育成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ群馬県青少年健全育成審議会及び県民の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、青少年健全育成基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、青少年健全育成基本計画の変更について準用する。

(市町村、民間団体等との協力体制の整備)

- 第10条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が、市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との緊密な連携の下に実施されるようこれらのものの協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(優良興行及び優良図書等の推奨)

- 第11条 知事は、興行（映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。以下同じ。）、図書、ビデオテープ等で、その内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、

群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、これを推奨することができる。

第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備

(定義)

第12条 この章(第29条を除く。)、次章、第6章及び第7章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻した女子を除く。)をいう。
- (2) 興行者 興行を主催する者及び興行場を経営する者をいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、当該販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (5) がん具類 がん具、器具及び刃物並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (7) テレホンクラブ業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (8) 利用カード等 テレホンクラブ業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報(以下「利用情報」という。)が記載されている文書又はカードその他の物品であって、当該役務の提供に應ずる対価を得る目的で作成し、又は製造されるものをいう。
- (9) 利用情報提供機 テレホンクラブ業を営む者の提供する役務の提供に應ずる対価を得る目的で、画像、音声等により利用情報を提供する設備をいう。

(有害興行の制限)

第13条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に見せ、又は聞かせないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、緊急を要するため群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴く時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、意見を聴かないで指定することができる。この場合においては、知事は、指定後速やかに群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

もの

- 3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。
- 4 第2項の規定により青少年に有害なものとして指定された興行（以下「有害興行」という。）の興行者は、当該有害興行について、規則で定めるところにより、青少年の立入りを禁止する旨を入口の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 5 興行者は、有害興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。
- 6 知事は、有害興行の内容が指定の理由に該当しなくなったと認めるとき、又は第2項ただし書の規定により青少年に有害な興行として指定をした場合において群馬県青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。

（有害図書類の制限）

- 第14条 何人も、図書類でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に閲覧させ、若しくは視聴させ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないようにしなければならない。
- 2 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。この場合においては、同項、同条第3項及び第6項の規定を準用する。
 - 3 次に掲げる図書類は、前項の規定により指定された青少年に有害な図書類とみなす。
 - (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの
 - 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書類販売業者等」という。）は、第2項の規定により青少年に有害なものとして指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

（有害図書類の陳列方法の制限等）

- 第15条 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視できる一定の場所に置かなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。
- 2 図書類販売業者等は、前項に規定する有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該有害図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨を表示しなければならない。
 - 3 知事は、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列方法の改善、同項の規定による表示の方法の変更その他必要な措置を勧告することができる。
 - 4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、5日を超えない範囲内で期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(有害がん具類の制限)

第16条 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に所持させないようしなければならない。

(1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長するおそれのあるもの

(2) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合においては、第13条第2項、第3項及び第6項の規定を準用する。

(1) 著しく人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長するおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

3 次に掲げるがん具類は、前項の規定により指定された青少年に有害ながん具類とみなす。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

4 がん具類の販売を業とする者は、第2項の規定により青少年に有害なものとして指定されたがん具類（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売してはならない。

(自動販売機等の設置等の自主規制)

第17条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置及びその敷地の提供については、青少年の健全な育成を阻害することのないよう努めなければならない。

(協働による良好な地域環境の整備等)

第18条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書がん具等自動販売業者」という。）は、県、市町村、地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問い合わせ等があったときは、誠意をもって、これを処理するよう努めなければならない。

(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)

第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第14条第1項に規定する図書類又は第16条第1項に規定するがん具類（次項において「有害性のある図書がん具等」という。）を収納してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(7) その他その周辺における青少年の健全な育成を阻害する行為を防止する必要のあるものとして規則で定める施設

- 2 図書がん具等自動販売業者は、前項に規定する区域における自動販売機等への有害性のある図書がん具等の収納が青少年の健全な育成を阻害する要因となることにかんがみ、同項に規定する区域においては、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第20条 図書がん具等自動販売業者は、自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けに関し、この条例に定める事項を行わせるため、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有する者その他規則で定める者を自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）として置かなければならない。ただし、図書がん具等自動販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

- 2 自動販売機等管理者は、規則で定めるところにより、この条例に定める事項を的確に履行できる者でなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第21条 図書がん具等自動販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするために自動販売機等を設置するとき（自動販売機等の設置場所を変更するときを含む。）は、自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けをする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

(2) 自動販売機等の設置場所

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

(4) 自動販売機等管理者の氏名及び住所

(5) 自動販売機等の機種及び製造番号

(6) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、その変更の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを廃止したときは、その廃止の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、第1項第1号から第5号までに掲げる事項（次項において「自動販売機等表示事項」という。）を当該自動販売機等に表示しなければならない。

- 5 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、自動販売機等表示事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものとし、第3項の規定による届出があったときは、速やかに当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

(自動販売機等への有害図書類及び有害がん具類の収納の禁止等)

第22条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納してはならない。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第14条第2項又は第16条第2項の規定により青少

年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

(有害図書類又は有害がん具類の除去)

第23条 知事は、図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が前条第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納しているときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

(自動販売機等の撤去)

第24条 知事は、前条第1項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が当該命令の期限の日の翌日から起算して6月以内に第22条第1項又は第2項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

2 知事は、図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が第22条第1項又は第2項の規定に違反して第19条第1項に規定する区域に設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

3 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第1項又は前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第25条 第17条から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(有害宣伝文書の制限)

第26条 図書類又はがん具類に係る広告で、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する文書は、著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして、青少年に有害な宣伝文書(以下「有害宣伝文書」という。)とする。

2 何人も、青少年に対し、有害宣伝文書を頒布してはならない。

3 何人も、有害宣伝文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年の目に触れないような方法が講じられている場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

4 知事は、第2項又は前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(有害広告物の制限)

第27条 何人も、広告物でその内容が第13条第1項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

2 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第13条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。この場合においては、同項、同条第3項及び第6項の規定を準用する。

3 広告物の広告主又は管理者は、前項の規定により青少年に有害なものとして指定された広告物(以下「有害広告物」という。)を掲出し、又は表示してはならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、掲出し、又は表示した広告物が第2項の規定により

青少年に有害なものとして指定されたときは、遅滞なく当該広告物の除去又は内容の変更その他必要な措置を講じなければならない。

- 5 知事は、有害広告物の広告主又は管理者に対し、期限を定めて、当該広告物の除去又は内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(インターネット利用環境の整備)

第28条 県は、青少年のインターネットの不適切な利用に起因して様々な問題が発生している現状に鑑み、青少年がインターネットを適切に利用することの重要性について県民の理解と関心を深めるとともに、青少年が使用する携帯電話端末等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。次条において同じ。）その他のインターネットを利用することができる端末設備についてフィルタリングソフトウェア（青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の利用の普及が図られるよう、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（青少年インターネット環境整備法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条において同じ。）を、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。
- 3 保護者（青少年インターネット環境整備法第2条第2項に規定する保護者をいう。次条及び第28条の4において同じ。）は、その保護する青少年のインターネットの利用状況を適切に把握するとともに、インターネットにおいて流通する多くの有害情報により、当該青少年が犯罪その他の被害に巻き込まれるのを防ぐため、当該青少年がインターネットを利用する環境について、当該青少年の発達段階に応じ、フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により適切に管理し、当該青少年のインターネットを適切に利用する能力の育成に努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

(携帯電話インターネット事業者等の説明義務等)

第28条の2 携帯電話インターネット事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条及び第五十条において同じ。）は、青少年又は保護者に対し青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項のほか、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることその他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

- 2 保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。第28条の4において同じ。）の提供に関する契約（以下この条及び次条において「役務提供契約」という。）を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この条及び第28条の4において同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことが

やむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を携帯電話インターネット事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。次条及び第28条の4において同じ。）に提出しなければならない。

- 3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この条及び第28条の4において同じ。）に係る役務提供契約の契約者又は特定携帯電話端末等の使用者である場合において、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下この条及び第28条の4において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするとき、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者等に提出しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット事業者等は、青少年を相手方とする役務提供契約又は青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等（媒介、取次ぎ又は代理をいう。以下この条及び次条において同じ。）をする場合においては、保護者から第2項の書面の提出があったときに限り、フィルタリングサービスの利用を条件としないこれらの役務提供契約の締結又はその媒介等を行うことができる。
- 5 携帯電話インターネット事業者等は、特定携帯電話端末等を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、保護者から第3項の書面の提出があったときに限り、当該特定携帯電話端末等についてフィルタリング有効化措置を講じないことができる。
- 6 携帯電話インターネット事業者等は、第2項又は第3項の規定により保護者から提出された書面又はその写しを、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、保存しなければならない。

（媒介業者等の監督）

第28条の3 携帯電話インターネット事業者は、役務提供契約の締結の媒介等を媒介業者等（媒介等を業として行う者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に行わせることとした場合には、当該媒介業者等が前条第1項、第4項及び第5項に規定する事項を遵守するよう、当該媒介業者等に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等）

第28条の4 知事は、携帯電話インターネット事業者が第28条の2第1項若しくは第4項から第6項まで若しくは前条の規定に違反していると認めるとき、又は媒介業者等が第28条の2第1項若しくは第4項から第6項までの規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者又は媒介業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスの利用を条件としないで携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていないと認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者又は媒介業者等がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者又は媒介業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(酒類又はたばこの販売に係る環境の整備)

- 第29条 酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類をいう。以下同じ。)又はたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年(20歳未満の者をいう。以下この条において同じ。)が酒類及びたばこを購入できない環境の整備に努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。
- 2 酒類又はたばこの販売を業とする者、その使用人その他の従業者は、酒類又はたばこの販売を行うに当たっては、当該酒類又はたばこを購入しようとする者(酒類又はたばこを購入することができる年齢であると明らかに認めることができる者を除く。)の年齢を、年齢を証明する資料の提示を求めるなどの客観的な方法により確認しなければならない。
 - 3 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者(次項において「設置者等」という。)は、青少年による酒類又はたばこの自動販売機の利用を防止するため、酒類又はたばこの自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するよう努めなければならない。
 - 4 設置者等は、屋外に設置する自動販売機による酒類又はたばこの販売を午前5時から午後11時までとするよう努めなければならない。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制

(深夜外出等の制限)

- 第30条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由がある場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。)に青少年のみで外出させないよう努めなければならない。
- 2 何人も、深夜における勤務、緊急を要する特別な事情その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(深夜営業を行う施設への立入制限等)

- 第31条 興行場又は次に掲げる営業であって風適法第2条に規定する営業以外のものに係る施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。
- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる営業
 - (2) 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
 - (3) 設備を設けて、客にボウリング、ビリヤード又はダーツを行わせる営業
 - (4) 設備を設けて、客に主に図書類を閲覧させ、若しくは視聴させ、又は客にインターネット上の情報を閲覧させ、若しくは視聴させる施設(図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。)
- 2 前項に規定する施設を経営する者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、規則で定めるところにより、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

(質受けの制限)

- 第32条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋(以

下「質屋」という。)は、青少年から物品(有価証券を含む。)を質に取ってはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(古物買受け等の制限)

第33条 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商(以下「古物商」という。)は、同条第1項に規定する古物(第37条に規定する使用済み下着等を除く。)を青少年から買受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(薬品類等の制限)

第34条 何人も、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるもの(以下「薬品類等」という。)を不健全な目的に使用のおそれがあることを知って、青少年に譲渡し、若しくは交付し、又は不健全な目的をもって青少年に施用してはならない。

(みだらな性行為等の禁止)

第35条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨等の禁止)

第36条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨又はこれに類するもの(以下「入れ墨等」という。)を施し、又は入れ墨等を受けることを強要し、勧誘し、若しくはあっせんしてはならない。

(使用済み下着等の買受け等の禁止)

第37条 何人も、青少年から使用済み下着等(青少年が一度使用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。)を買受け、若しくはその売却の委託を受け、又は青少年にその売却の相手方を紹介し、若しくはそれを売却するよう勧誘してはならない。

(接待業務等への勧誘行為の禁止)

第38条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業において、客の接待をする業務に従事するよう勧誘すること。
- (2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- (3) 風適法第2条第1項第1号に該当する営業の客となるよう勧誘すること。

(場所の提供等の禁止)

第39条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所を提供し、又はあっせんしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤を使用する行為
- (3) 入れ墨等を施す行為
- (4) とばく

- (5) 薬品類等を不健全に使用する行為
- (6) 喫煙又は飲酒

(保護者等への通知)

第40条 何人も、青少年が凶器、銃砲、刀剣類等を所持し、若しくは使用し、又は薬品類等を不健全に使用していると認めるときは、速やかに保護者又は児童委員、児童福祉司、警察官等青少年の補導若しくは保護を業務として行う者に通知するよう努めなければならない。

(旅館業者等の届出)

第41条 旅館業を営む者、アパート若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、その管理する施設を使用する青少年が、暴行、みだらな性行為、わいせつな行為その他法令に違反する行為をし、若しくはその被害を受け、若しくはこれらの疑いがあり、又は家出、薬品類等の不健全な使用等の行為があると認めるときは、速やかに警察官に届け出、又は保護者に通知しなければならない。

(モーテル営業者の責務等)

第42条 モーテル業（旅館業のうち、主として自動車を利用する男女同伴客を対象とし、かつ、車庫と宿泊施設が密着している設備を有するものをいう。）を営む者（以下「モーテル営業者」という。）は、青少年の健全な育成上必要な環境を阻害することのないよう、その設置場所又は建築物、看板類等の意匠、形態等について特別の配慮をしなければならない。

2 知事は、前項の設置場所又は建築物、看板類等の意匠、形態等が青少年の健全な育成上必要な環境を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、地域住民の意見を尊重し、モーテル営業者に対して適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(非行助長行為の禁止)

第43条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

- (1) 第39条第1号又は第2号に規定する行為
- (2) 第39条第4号から第6号までに規定する行為又は家出
- (3) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕又は監禁
- (4) 共同による暴走行為

2 何人も、青少年が行う前項各号に規定する行為（第39条第6号に規定する行為及び家出を除く。以下「著しい非行」という。）を容認すること又は青少年が行う著しい非行に関連する紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務を提供することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

3 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする集団であって、著しい非行を行うもの（以下「非行集団」という。）を結成し、又は指導し、若しくは援助してはならない。

4 何人も、青少年に対し、非行集団に加入することを勧誘し、若しくは強要し、又は非行集団から脱退することを妨害してはならない。

5 何人も、青少年に対し、非行集団から脱退させないことを目的として、又は脱退することを容認する対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

(利用カード等の販売等の制限)

第44条 何人も、青少年に対し、利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を提供してはならない。

(自動販売機への利用カード等の収納等の制限)

第45条 何人も、法令により青少年の立入りが禁止されている場所を除き、自動販売機に利用カード等を収納し、又は利用情報提供機を利用情報を提供できる状態にしてはならない。

(利用カード等自動販売機等による販売等の届出)

第46条 自動販売機により利用カード等を販売し、又は利用情報提供機により利用情報を提供しようとする者は、販売又は提供を開始しようとする日(当該自動販売機又は利用情報提供機(以下「利用カード等自動販売機等」という。)の設置場所を変更して販売又は提供を開始しようとする日を含む。)の15日前までに、利用カード等自動販売機等ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を群馬県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

(1) 自動販売機による利用カード等の販売又は利用情報提供機による利用情報の提供を業とする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

(2) 利用カード等自動販売機等の設置場所

(3) 利用カード等自動販売機等の機種及び製造番号

(4) 自動販売機による利用カード等の販売又は利用情報提供機による利用情報の提供を開始しようとする日

(5) 自動販売機により利用カード等を販売し、又は利用情報提供機により利用情報を提供しようとする者がテレホンクラブ業を営む者以外の者である場合は、当該利用カード等自動販売機等により販売された利用カード等に記載された利用情報又は提供された利用情報により役務の提供を受けることができるテレホンクラブ業を営む者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

(6) その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項(同項第2号に掲げる事項を除く。)に変更があったときは、その変更の日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、自動販売機による利用カード等の販売又は利用情報提供機による利用情報の提供を廃止したときは、その廃止の日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

第5章 群馬県青少年健全育成審議会

(設置)

第47条 知事の諮問に応じて、青少年の健全な育成に関する総合的な施策の立案につき必要な重要事項並びに第11条、第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項及び第27条第2項に規定する事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、群馬県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第48条 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 審議会に、前条に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第49条 前2条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑 則

(立入調査等)

第50条 警察官(少年警察補導員を含む。)又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる。

(1) 興行場

(2) 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所

(3) 図書類若しくはがん具類の自動販売機等又は利用カード等自動販売機等の設置場所

(4) 広告物の広告主又は管理者の営業所

(5) 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場

(6) 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売機の設置場所

(7) 第31条第1項各号に掲げる営業を行う営業所

(8) 質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店

(9) 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所

(10) 入れ墨等を施す営業を行う営業所

(11) 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設

2 前項の規定により立入調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第51条 削除

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰 則

(罰則)

第53条 第35条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条の規定に違反した者
- (2) 第39条の規定に違反して、同条第1号から第3号までに掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者
- (3) 第43条第1項の規定に違反して、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は便宜を供与した者
- (4) 第43条第2項又は第3項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 常習として第22条第1項の規定に違反した者
- (2) 第24条第3項の規定に違反した者
- (3) 第43条第4項又は第5項の規定に違反した者

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第2項の規定に違反した者
- (3) 第34条の規定に違反した者
- (4) 第39条の規定に違反して、同条第4号から第6号までに掲げる行為をする場所を提供し、又はあつせんした者
- (5) 第43条第1項の規定に違反して、同項第2号に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は便宜を供与した者

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第4項の規定に違反した者
- (2) 第15条第4項の規定による知事の命令に違反した者
- (3) 第16条第4項の規定に違反した者
- (4) 第22条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (5) 第27条第5項の規定による知事の命令に違反した者
- (6) 第30条第2項の規定に違反した者
- (7) 第31条第1項の規定に違反した者
- (8) 第33条の規定に違反した者
- (9) 第37条の規定に違反した者
- (10) 第38条の規定に違反した者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項の規定に違反した者
- (2) 第26条第4項の規定による知事の命令に違反した者
- (3) 第44条の規定に違反した者
- (4) 第45条の規定に違反した者
- (5) 第46条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第4項又は第5項の規定に違反した者
- (2) 第21条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第21条第4項の規定に違反した者
- (4) 第31条第2項の規定に違反した者
- (5) 第32条の規定に違反した者
- (6) 第46条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第50条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁を拒み、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

第60条 第13条第5項、第14条第4項、第16条第4項、第30条第2項、第31条第1項、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第43条又は第44条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第53条から前条までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第53条から第59条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第62条 この条例に違反する行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第5項の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年群馬県条例第53号）の規定により置かれた群馬県青少年保護育成審議会は、改正後の群馬県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第47条の規定により置く群馬県青少年健全育成審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行前に改正前の群馬県青少年保護育成条例の規定によりされた指定等の処分又は届出その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

5 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表知事の部群馬県青少年問題協議会の項及び群馬県青少年保護育成審議会の項を削る。

(群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

6 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年群馬県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項中「群馬県青少年保護育成条例（昭和36年群馬県条例第28号）」を「群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）」に、「第17条」を「第21条」に改める。

附 則（平成23年6月17日条例第38号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例中第51条の改正規定及び次項の規定は平成28年4月1日から、第38条第1号及び第3号の改正規定並びに附則第3項の規定は同年6月23日から施行する。
（経過措置）
- 2 第51条の改正規定の施行の前に行われた群馬県青少年健全育成条例第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項又は第27条第2項の規定による指定については、改正前の第51条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「行政不服審査法」とあるのは、「行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる行政不服審査法」とする。
- 3 第38条第1号及び第3号の改正規定の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月26日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。